

主な内容

2面 論説、会長あいさつ
3面 当面の問題シリーズ
4~5面 第57回定期大会議案
第3号~第5号議案
6面 選任役員、委員一覧

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館3階
電話 03(3356)4479
URL <https://t-zeisei.jp>

編集発行人 森下 基樹
広報委員長

当機関紙は、東京税理士会員の皆様にご送付しております。



議事進行する議長団

第57回定期大会を開催

4年ぶりにコロナ禍以前の内容で

9月20日、本連盟は京王 プラザホテルにおいて第57回定期大会を開催した。今回は令和元年以来4年ぶりにコロナ禍以前と同様の内容で研修会、定期大会、懇親会が開催された。大会に先立ち、衆議院議員で前デジタル大臣の牧島かれん議員を講師に招き、「日本はデジタル先進国になれるのか?」をテーマに研修会を開催した。続く定期大会では、議長に柴崎一男副会長(京橋)、副議長に松野淳子会員(世)

と税制の非課税取引の範囲を

定期大会で名倉会長から紹介された新執行部



新執行部が始動!

今年は役員改選の年であり、定期大会終了と共に新執行部が始動する。これまでの名倉執行部は、コロナ禍の影響を受け、諸活動や事業に関して縮小を余儀なくされていたが、今大会を境に活動規模を通常に戻し、第3期名倉執行部がスタートした。

和5年度の運動方針では、令和6年度税制改正に向けた重要項目として「中

小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給

と税制の見直すこと」消

ていている。

I 税制改正への取り組み
①インボイス制度実施の動向に注視
令和5年10月より、いよいよインボイス制度がスタートした。本連盟の要望の成果として、免税事業者のままで取引上の影響を最小限にとどめ、事務負担、税負担が極力かかるないようになったが、時限措置ということもあり、実務に与える影響を会員から情報収集分析のうえ、改善策等をとりまとめ、新たな改正要望に繋げたい。

②令和6年度税制改正要望 ○役員給与税制の見直し
○原則損金算入制度になる
この見直しを図り单一税率による課税申告期限延長
かねてより申告期限の延長を希望していたが、インボイス制度の導入もあり令和5年分の所得税確定申告について、インボイス制度での消費税額確定

単位税政連においては、より活動量の増加と隣接する単位税政連においては複数の選挙区をその地域内に収めるところがある。また、逆に一つの選挙区に複数の単位税政連が存在するケースが多く受けられる。単位税政連においては、より一層の会員を巻き込んでの

III組織率向上への施策
組織率向上の課題について、引き続き単位税政連にて会員増強の依頼をし、一人でも地道に会員数を伸ばすとともに、中長期的には抜本的なアイデアが欠かせない。我々がその職業を独立業務として行える根拠は、

ことを見現化させる施策が「単位税政連規約ひな形」であり、今後も各税政連にて規約改正の審議に入ることを現化していく。また、税制改正要望の実現や税理士会との連携も併せて強化していく。

昨年は3年ぶりに懇親会を開催したが、感染防止対策の見地から、招待する来賓の人数を制限する対策を講じたが、今回は例年規模での開催ということもあり、100人以上の国際会議員等の参加のもと、宴席は大変な盛況を見せ、来場者が達は楽しく親交を深めていた。

新年号掲載の新春写真を募集

東京税政連では令和6年1月1日発行の本紙1面に掲載する新春写真を募集します。奮ってご応募下さい。

◎テーマ 自由。新年号にふさわしいもの。タイトルを添えて。

◎サイズ A4ヨコで掲載されます。

◎条件 税理士が撮影したもので、日税連、日税政、東京会等に応募していない作品。

◎送付方法 データをメールにて送るか写真を郵送。

令和5年12月1日(金)

E-mail: info@tozeisei.jp

郵送: 〒151-0051

渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3階

東京税理士政治連盟事務局 行

※ご不明な点は、本連盟事務局(03-3356-4479)までお問い合わせ下さい。



見直すとともに、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと」「基礎的な人材の確保のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること」「個別要望項目としての提出期限について、期限を見直すこと」「消費税についての納税義務の免除制度を抜本的に見直し、新たに小規模事業者の申告不要制度を創設すること」となど7項目を挙げた。

また、当日承認された令和5年度の運動方針では、令和6年度税制改正に向けて重要な項目として「中

小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給

と税制の見直すこと」消して強く運動を行うことなどしてい

いる。のまま旧態依然としているのだろうか? 大局的な視点を忘れず進むべき道を模索していかねばならない。

昨年の合計特殊出生率の確定値は1・26となり7年連続で前年を下回り、統計開始後最低の数値となつた。また、「将来推計人口では50年後の総人口が8700万人に減少すると発表されている。65歳以上の高齢者の割合は現在21%以上昇しており日本は世界1位の高齢化大国でもある。平均寿命が伸びていることは当然であるといえども、政治活動ゆえ個人の思想信条を侵すものであってはならない。このことを見現化させる施策が「単位税政連規約ひな形」であり、今後も各税政連にて規約改正の審議に入ることを現化していく。また、税制改正要望の実現や税理士会との連携も併せて強化していく。

新型コロナウイルスの第5類への移行に伴い、本連盟では、定期大会終了後にコロナ禍以前と同規模で懇親会を開催した。昨年は3年ぶりに懇親会を開催したが、感染防止対策の見地から、招待する来賓の人数を制限する対策を講じたが、今回は例年規模での開催ということもあり、100人以上の国際会議員等の参加のもと、宴席は大変な盛況を見せ、来場者が達は楽しく親交を深めていた。

最近では配偶者と死別後、離婚」という言葉も耳にする一方、高齢者においても「熟年離婚」だけでなく、配偶者血族との姻族関係を終了させるいわゆる「死後離婚」という言葉も耳にする。年代を問わず社会の意識の変化が垣間見え、戦後の高度経済成長期からの価値観・人生觀は既に過去のものになっているのかかもしれない。このような社会の変化に対しても、少子化の問題への対応などでは、抜本的な解決は見いだせない。そして税制も過去の価値観や子育て支援、介護政策への対応などでは、抜本的な解決は見いだせない。

ところで、免税事業者が発行する区分記載請求書には、軽減税率の適用対象取引であること及び税率ごとの取引金額を記載することが義務付けられているが、消費税の表示については、「なお、免税事業者は、取引に課される消費税がないことから、請求書等に『消費税額等』を表示して別途消費税相当を受け取るといったことは消費税の仕組み上、予定されていません。」(軽減税率Q&A個別事例)

二つ目の要因は、消費税率の引き上げに伴う価格表示の特例措置である。平成16年4月から「スーパーなどにおける消費者向けの価格表示は、消費税額と



なぜ免税事業者が消費税を表示している

「当面の問題」
シリーズ

146

の際に消費税が加算される
ことで、なんとなくだまさ
れた感” があった。

令和3年4月より総額表
示が義務化されているが、
支払額さえ表示されてい
ればよく、税抜価格や消費
税等が表示されていても構
わない。そのため、本体価
格を大きく表示し、支払総
額を小さく表示する事業者
が散見される。

つまり、B to C 取引にお
いては、少しでも安く見せ
るために、「本体価格+消
費税」の表示が一般的とな
り、免税事業者においても、
同様の価格表示をするよう
になったと考えられるが、
消費者からすれば、レジで
の支払総額に一本化された
ほうが、痛快感がなく望ま
しい。

IV 日本の消費税における 特有な問題

三) 日本は消費税法の規定 を起因とするものである。

第一に、わが国では免税
事業者は消費税を受領しな
いことを前提としている。消費
税を表示し、受領する
が、免税事業者が請求書等
に消費税を表示し、受領す
ることはない。帳簿方式で
いる現状に対処してこな
った結果、度重なるイン
ボイス制度の見直しなら
でのである。負担軽減措
定の継続は必須である。

(政策委員長・濱昭子)

の仕人であっても、課税対
象取引となるものは、課税
仕人として、仕入税額控
除を認めていたことであ
る。帳簿方式においては、
相手方が免税事業者か否か
確認する必要なく、仮に
免税事業者であったとして
も、仕入税額控除できるこ
とから、免税事業者が別途
消費税を表示していたとし
て問題視されることはほ
んどなかった。これに対
し、EUにおける仕入税額
控除に関する規定では、仕
入先は他の事業者 (taxab
le person) であること
を明確にしており (VAT
指令1608/2004a)、免税事
業者からの仕入を税額控除
することは不可である。

このように、日本の消費
税法とEU VAT の規定は
対照的であり、これは帳簿
方式とインボイス方式の違
いである。付加価値税を導
入しているのECG諸国で、
い場合は仕入税額控除によ
る買手が利益を享受してい
たのである。

制度変更により、これま
で享受していた利益を得得
ることはできくなり、その
ことはできないなり、その
分を売手と買手のどちらが
負担するのか價格交渉とな
ることになる。インボイス導
入による影響は、原則として
は一般的にインボイス方式
に抵抗するのは当然である
が採用されていることか
ら、免税事業者が請求書等
免税事業者でも消費税を
表示するのが一般的となる
ことはない。帳簿方式で
いる現状に対処してこな
った結果、度重なるイン
ボイス制度の見直しなら
でのである。負担軽減措
定の継続は必須である。

(参考文献)
【参考文献】
・主要国の付加価値税にお
けるインボイス制度の概要
(財務省2020年1月)

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい」こと。
価格の安さで達人に乗り換えていただいたお客様からも、
「使いやすくて満足です」とお褒めの言葉を頂いています。

6品目以上導入 ➤ 6% OFF

8品目以上導入 ➤ 8% OFF

10品目以上導入 ➤ 10% OFF

第3号議案

令和5年度運動方針決定の件



決議文朗読

一 運動方針
3年余にわたりわが国を襲い続けた新型コロナワイルスも、令和5年5月より医療上の取扱いが第2類に移行するなく、徐々に沈静化が感じられるようになつた。それとともに、外国人観光客の増加とともに、多くのバウンド需要や全国旅行支援による観光需要が回復に向かうなど、これまで抑えられていたさまざまな経済活動が再び動き出すこととなつた。

このように、いよいよ令和5年10月より「適格請求書等保存方式(インボイス方式)」が開始される。本連盟は、施行にともなうさまざまな混乱や問題をしつかりと確認し、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すなどの運動を引き続き進

中請書の提出期限を相続税の所徴税関係の3項目を挙げた。
個別要望事項として、「所得税の確定申告書の提出期限について、期限を見直すこと。(所得課税関係)」
限及び相続税の提出期限について、期限を見直すこと。(所得課税関係)」
へシフトを進めることが、運動方針を進めること。

このように、社会的評価の向上をめざし、日本税理士会、単位税政連及び国会議員等後援会との連携を図り、納税者及び中小企業とともに、次に掲げた運動方針を強力に推進していく。

1. 社会の要請する国民のための税理士制度の確立
2. 宪法の理念に立脚した公平な租税制度の確立
3. 納税者の声が反映され公平な租税制度の確立
4. 税制の確立
5. 税務行政における適正手続の確立
6. 中小企業のための企業手続の確立
7. 税理士の公益的業務への参画
8. 社会の変動に対応した税政連の組織及び運動の確立
9. 災害関連税制についての運動を行ふ。
10. 税理士に期待される社業の役割を踏まえて、登録

めしていく。
令和6年度の重要な要事項として、「中小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給与税制を見直すこと。(中小法人税制)」

の提出期限と同様にする」と(所得・消費課税関係)」

本連盟は、混迷が深まる社会情勢のなかで、税理士の社会的・公共的使命を二層自覚しつつ、税理士に対する社会的評価の向上をめざし、日本税理士会、単位税政連及び国会議員等後援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。

4. 東京税理士会、支部、単位税政連との連携を図り、申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。

5. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単位税政連及び国会議員等後援会の設立を促進する。

6. 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行ふ。

7. 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。

8. 司法制度に対する対応としては、

行う。

2. 税の専門家として、中

小企業に過重な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改

正を実現するための運動を

行う。

3. マイナーバー制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。

4. 東京税理士会、支部、単位税政連との連携を図り、申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。

5. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

6. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

7. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

8. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

9. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

10. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

11. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

12. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

13. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

14. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

15. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

16. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

17. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

18. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

19. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

20. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

21. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

22. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

23. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

24. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

25. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

26. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

27. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

28. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

29. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

30. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

31. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

32. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

33. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

34. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

35. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

36. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

37. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

38. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

39. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

40. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

41. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

42. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

43. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

44. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

45. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

46. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

47. 本連盟の政策実現を図るために、真の代表を国会及

び地方議会に送るため、単

位税政連及び国会議員等後

援会との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行つ。

選任役員一覽

(武藏府中) (以上、単位
税政連からの推薦)

東京税理士政治連盟 委員一覧

政策委員会	財務委員会	組織委員会	国対委員会	広報委員会	後援会対策委員会
岩川由美子（日本橋）	千村致也子（麹町）	旭 卓雄（麹町）	梅原 久和（四谷）	千葉 晴彦（京橋）	堀子 友廣（神田）
木澤 崇（四谷）	諫訪 俊行（芝）	塙谷 満（日本橋）	川崎由紀子（麻布）	和田浩司郎（小石川）	廣原 秀樹（荏原）
石山 貴裕（麻布）	轟 智明（上野）	三富 祐太（上野）	増田 昌司（本郷）	高橋 邦夫（浅草）	清水 久栄（大森）
松岡 珠美（小石川）	杉田 浩二（品川）	阿部 博（大森）	高井 聰（品川）	浅生 潔（渋谷）	須藤 秀子（雪谷）
小林 勝（浅草）	齋木 忠裕（世田谷）	後藤 勇輝（目黒）	野口 薫（世田谷）	角陸 伸彦（新宿）	高橋 一行（蒲田）
佐藤 成雄（荏原）	渡邊 真大（練馬東）	青木 秀壽（荻窪）	竹内 和夫（北沢）	渡邊 文吾（新宿）	小暮 浩樹（玉川）
仲田 浩一（雪谷）	大石 賢代（荒川）	田中 千穂（板橋）	松本 次夫（目黒）	山口 翔（中野）	茂林 仁（新宿）
佐藤 弘章（玉川）	河村 昌彦（足立）	立田 彰（足立）	山崎 良仁（新宿）	川邊 壽一（杉並）	池島 邦雄（練馬西）
西野 正憲（渋谷）	大清水善信（向島）	峠 修治（江戸川南）	藤田 謙一（練馬東）	稻村 仁史（荻窪）	荻野信一郎（本所）
春木 智彦（新宿）	本間 鉄也（葛飾）	鳥山 博（江東西）	鳥山 直哉（練馬西）	小篠 政雄（板橋）	久保田孝徳（江戸川北）
金森 愛（中野）	山崎 哲（江戸川北）	高橋 努（江東東）	戸澤 敏行（王子）	横山 栄久（豊島）	権田 誠（江戸川南）
池野 智博（杉並）	松原 伸樹（江東西）	田宮 弘樹（八王子）	天尾 正吾（荒川）	岡崎 正和（本所）	月岡 良輔（江東東）
伊藤 市子（豊島）	鎌田 健吾（立川）	西脇 大（町田）	飯坂 誠司（西新井）	高橋 裕之（葛飾）	石毛 和明（青梅）
吉田 隆夫（王子）	半田 康二（武蔵野）	樋渡 順（東村山）	伊藤 正廣（向島）	福井 紀之（町田）	大和田雄紀（日野）
清水 俊宏（西新井）		添田 達也（武蔵野）	内田 智雄（青梅）	川里 隆之（立川）	森 保大（東村山）
鬼島 秀敏（八王子）			高井 大輔（日野）	山田 浩一（武蔵府中）	



自民党東京都連の要望聴取会に参加
本連盟は10月4日、自民党東京都支部連合会が党本部で開催する「令和6年度国家予算・税制改正等要望」を題する聴取会に参加した(写真)。この聴取会は毎年、自民党都連が国家予算や税制改正に関する要望を各団体からうる聴き、党内で検討するため開催するものである。当日は名倉会長をはじめ吉川副会長など政策・国対関連の役員7名が参加し、「事業承継税制(特例措置)」に係る対応期限を延長し、届出や申告手続を簡素化すること」「所得税の確定申告書の提出期限について貞直すこと」などについて強調を要望した。
本連盟の要望に対し、松島みどり議員、平将明議員、木原誠一議員、越智隆雄議員から質問があり、活発な意見交換となつた。引き続き、本連盟として、自民院税制審議会開設として

日税グループ

(税理士界一筋おかげさまで50周年)

株式会社 日税ビジネスサービス

株式会社日積不動産情報

**雙式
共樂會保險**

株式会社 日税サービス

日経経営

「税理士とその顧客のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。

関与先をご紹介頂き、ご成約された場合紹介手数料をお支払いします

NSSの『関与先向け集金代行サービス』

組合員・準会員に加え、その家族及び従業員、また関与先にもご利用いただける東税協共栄会の事業

安心・明瞭なご利用料金

初期費用は0円、使わない月の請求額も0円

振替金の送金手数料0円

ご利用料金は、ホームページ(右下ニ次元コード)の「試算サービス」から簡単にお見積りできます!

未払い軽減! 集金コストも削減!

毎月の自動振替で確実に回収。請求作業や集金忘れが無くなります。

8日、22日、27日から口座振替日が選べます。
全国約1,100の金融機関がご利用できます。

安心のサポート体制

コールセンターの専任スタッフが導入からご利用までサポートします。

専用ソフトは不要! 簡単なパソコン操作でデータ登録が可能です。

<お問い合わせ> 大同生命グループ NSS日本システム収納株式会社 TEL 0120-700-676



税理士業務に関する専門書店

ご利用ください! 東税協の直営売店

直営売店ご利用の際は、組合員証・準会員証のご提示をお願いします

組合員・準会員の皆様へ **3つの特典**

1. 一部の商品を除き定価の**10%割引**

2. 1回のお買上げ金額10%割引後税込5,000円以上は**送料無料**

優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。

3. 代金後払いサービス

優待券をご利用いただけます(有効期限内に必ずかつ発送可能な商品に限ります)。
ホームページ・FAXにてご注文ください。※支払方法は郵便振替または銀行振込

10%割引購入可!

現金・クレジットカード決済
※クレジットカードは店頭販売のみ



2024年版 税務手帳

組合員価格 900円

税務日誌 2,327円
職員執務日誌 1,960円

11月上旬に
入荷予定

令和5年版 確定申告の早見表

組合員価格 250円

業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実 東京税理士協同組合直営売店 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446
営業時間 月曜~金曜(祝休日を除く)AM9:00~PM5:00

その遊休地、活用しませんか? コインパーキング事業用地をご紹介ください

東税協共栄会のパーキング事業

遊休地があるのだけど…

空家管理が面倒で…

駐車場の経営がしてみたい…など

土地活用のことでお悩みの皆さま!



その土地、豊富な実績を持つ管理会社に任せて

コインパーキングにしませんか

東税協共栄会では、「名鉄協商」「イチネンパーキング」の2社と提携しています。



メリット

- ①安定収入が期待できます*
- ②設備投資費用などの負担はありません*
- ③運営・管理はすべて管理会社におまかせ

*建物解体、アスファルト舗装、外構工事費用ならびに固定資産税などの組税公課や町内会費は契約者様のご負担となります。



導入事例

- ・老朽化したビル、古家、倉庫などの有効活用。
- ・月極、マンション駐車場の空き車室対策。
- ・ビル、マンション建設までの短期利用。

<お問い合わせ> 名鉄協商株式会社 関東支社 TEL:03-3275-8020 株式会社イチネンパーキング 東日本営業部 TEL:03-6400-3558

東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

